

200400377B

厚生労働科学研究費補助金
子ども家庭総合研究事業
被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究
平成15年度～16年度 総合研究報告書

主任研究者 鈴木 力
平成17(2005)年3月

課題番号 15060601
主任研究者 鈴木 力(聖徳大学短期大学部)
分担研究者 山田 勝美(長崎純心大学) 天羽 浩一(鹿児島国際大学) 谷口 純世(愛知
淑徳大学) 齋藤 美江子(東京都八王子児童相談所) 村田 一昭(愛知県立大学) 篠島
里佳(横浜中央児童相談所) 内海 新祐(旭児童ホーム)

目次	1
I 総合研究報告	
被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究	2
鈴木 力（聖徳大学短期大学部 保育科 助教授）	
【研究内容に関する概要など】	6
（資料）児童福祉施設における心理治療的アプローチの現状と課題 —情緒障害児短期治療施設・児童養護施設を中心に—	
内海新祐（児童養護施設 旭児童ホーム 心理療法担当職員 臨床心理士）	16
（資料）児童相談所における虐待事例への家族支援のあり方について —実践事例の検討—	
村田一昭（川崎市中央児童相談所 児童福祉司）	21
（資料）里親に対する家族支援のあり方の現状と課題	
篠島 里佳（横浜市中央児童相談所 一時保護所）	21
（資料）児童福祉施設における虐待事例に対する家族援助のあり方に関する研究 —居住型児童福祉施設における職員への個別面接調査を通して—	
山田勝美（長崎純心大学 助教授）	33
家族支援に対する心理職の役割 —児童養護施設の心理職の一例—	
内海新祐（旭児童ホーム 臨床心理士）	38
（資料）児童養護施設の小規模化における里親型ファミリー・グループホームの位置づけ —新たな社会的養護体系のモデル化に関する検討—	
鈴木 力（聖徳大学短期大学部 助教授）	41
（資料）里親（ファミリー・グループホーム）における家族支援のあり方に関する研究— ファミリー・グループホームにおける職員への個別面接調査を通して—	
齋藤美江子（東京都八王子児童相談所 児童福祉司）	45
（資料）児童養護施設等におけるファミリーソーシャルワークの確立にむけた一試論 —理論的アプローチを基盤として—	
山田 勝美（長崎純心大学 助教授）	56
II 研究発表の刊行に関する一覧表	56
III 研究業の刊行物・別冊	56

被虐待児の心身の機能回復に向けた家族支援のあり方に関する研究

鈴木 力（聖徳大学短期大学部 助教授）

研究主旨：本研究により明らかとなったこととしては、基本的な家庭支援の視点としてアセスメントプロセスと分離における子どもと保護者双方の合意形成プロセスへ着目した援助モデルの必要性が明確となり、そのための具体的なモデルを提起した。また、社会的養護システム総体についても、例えば里親などに対する地域社会の援助・支援機関の導入などの必要性の根拠を明らかにした。

A 研究目的

今日居住型児童福祉施設における被虐待を経験した子どもの入所率は高まり、例えば全国養護施設協議会調査（平成13年度）によれば、児童養護施設入所児のうち被虐待体験児童は約53%を占めている。その後も児童相談所の通告処理件数も増加していることから、さらに被虐待体験を持つ子どもの入所割合が増加していることは明らかである。また滝川一廣らによる情緒障害児短期治療施設における調査研究*によれば、「入所児のうち被虐待児が占める割合が50%を超えると職員の負担が急に高くなり、60～70%を超すとぎりぎりでのいでの感じになる。80～90%になると個々の問題の対応で精一杯で全体が見えなくなり、『施設崩壊』を体験した2施設ではいずれもこの段階で『崩壊』が起きている。」という。

こうした「危機的状況」をむかえている居住型児童福祉施設や里親制度の現状に対して、本研究班ではまず児童福祉施設などで生活する被虐待を体験した子どもへの現在の援助内容について、特に心理担当職員の役割に関する先行研究を分析し、質的事例研究を行った。このことから、子どもの回復に向けた援助過程における心理職員職員の役割について明確化を図った。

さらに、児童福祉施設などにおける虐待を受けた子どもへの生活や対人関係における関係の質的向上に関する援助システムについて研究を進め、また虐待を行った保護者や家族についての援助内容や子どもの回復援助プロセスとの関連について検討し、子どもの援助や「家族の再統合」の有効性の高いモデルに関する分析を行った。

*1 平成12年度児童環境づくり等総合調査研究事業報告書、滝川一廣ほか「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する研究」、社会福祉法人 恩賜財団母子愛育会、平成13年3月31日発行、pp.7

B 研究の内容およびその方法について

本研究班では、以下の研究方法によって研究目的達成に努めた。

1) 家庭支援専門相談員などによる、児童養護施設におけるファミリー・ソーシャルワークの現状と課題、その家庭支援モデルに関する研究

児童養護施設などの児童福祉施設において、家庭支援専門相談員の配置が可能となった。家庭支援専門相談員には、児童養護施設に入所する子どもたちが家庭に戻り、家族と共に暮らす「家族の再統合」などを含めた、家庭関係調整などの積極的な支援を行うことが期待されている。これを前提とすれば、子どもに虐待した親への支援においては困難性も高く、重要性も高い。先行研究にみられるように、保護者の虐待に関する認知の有無やその状態が施設入所後の家庭関係調整、さらには家庭復帰など広義の家族の再統合に大きく影響し、施設が行うファミリー・ソーシャルワークの重要

行うファミリー・ソーシャルワークの重要な課題ともなっていると考えられる。その他、家庭復帰の見極めに関する実態や家庭復帰が難しくなった場合の対処などについても、現状の施設におけるファミリー・ソーシャルワークの実態や取り組みについて検討し、分析を進めていく。そのため、家庭支援専門相談員の具体的な援助行為を把握することを通して、有効な家族支援の実践方法を明確にするための児童養護施設に対するヒアリング調査を行う。具体的には乳児院、および児童養護施設において、入所理由もしくは入所後に虐待の存在が確認され、かつ親に対する援助でここ半年（なければ1年以内）に、親との関係がとりやすかった事例、ここ2年間で虐待とネグレクトを理由に入所した子どものケースについて、施設入所後に家族支援専門相談員もしくはそれに準ずる職員の家族への支援活動によって家庭引き取りとなった事例、もしくは家庭引き取りに至らないものの親子関係に改善がみられた事例についてヒアリングによる質的調査を行い、援助過程に関する質的分析を行った。

2) 里親や里親型ファミリー・グループホームにおける被虐待児への援助および家庭支援の現状の課題、里親やファミリー・グループホームに対するレスパイトなどを含めた援助・支援に関する研究

里親およびファミリー・グループホームについて、子どもおよび家庭に対する援助・支援の内容、関係機関との連携やレスパイトサービスなどの里親やファミリー・グループホームに対する支援の現状についてヒアリング調査を行う。このことから、里親やファミリー・グループホームにおける保護者に対する援助に関する現状の課題を明らかにし、さらに里親やファミリー・グループホームに対する支援のあり方のモデ

ルを策定、提示した。

3) 児童福祉施設における心理担当職員の役割に関する研究

児童福祉施設における心理担当職員が行う子どもに対する援助と保護者に関する関わりのあるあり方について、前年度行った文献レビューを元に、実践可能な心理担当職員の援助内容のモデルについて提起する。

4) 児童養護施設、里親、地域小規模児童養護施設、里親型ファミリー・グループホームなどの社会的養護システムの整備に関する研究

今日の被虐待経験を持つ子どもの入所の増加とともに、社会的養護としては「家族の再統合」や「子どもの自立支援」をどのように行うかが重要課題となっている。本研究ではまずこうした社会的養護を担う諸資源の内容についてレビューし、政策論的視点から2)のヒアリング調査研究で明らかになった課題対応方法について検討する。

5) 全英里親協会発行、“The Skills to Foster”の翻訳

本研究班では、全英里親協会発行の“The Skills to Foster”の著作権を得た。現在分担研究者による翻訳を行い、里親制度における家庭支援を含めた里親の技能向上のために今後出版し、紹介することとなっている。

なお本研究では、ケース事例の匿名性を確保するよう、研究を行った。

CおよびD 研究成果および考察

研究成果および考察については、本研究班の研究報告書によって詳細を述べることにしたいが、多くの成果をあげることができた。本研究での成果として明らかとなっ

含めた、家庭関係調整などの積極的な支援を行うことが期待されている。これを前提とすれば、子どもに虐待した親への支援においては困難性も高く、重要性も高い。先行研究にみられるように、保護者の虐待に関する認知の有無やその状態が施設入所後の家庭関係調整、さらには家庭復帰など広義の家族の再統合に大きく影響し、施設が行うファミリー・ソーシャルワークの重要な課題ともなっていると考えられる。その他、家庭復帰の見極めに関する実態や家庭復帰が難しくなった場合の対処などについても、現状の施設におけるファミリー・ソーシャルワークの実態や取り組みについて検討し、分析を進めていく。そのため、家庭支援専門相談員の具体的な援助行為を把握することを通して、有効な家族支援の実践方法を明確にするための児童養護施設に対するヒアリング調査を行う。具体的には乳児院、および児童養護施設において、入所理由もしくは入所後に虐待の存在が確認され、かつ親に対する援助でここ半年（なければ1年以内）に、親との関係がとりやすかった事例、ここ2年間で虐待とネグレクトを理由に入所した子どものケースについて、施設入所後に家族支援専門相談員もしくはそれに準ずる職員の家族への支援活動によって家庭引き取りとなった事例、もしくは家庭引き取りに至らないものの親子関係に改善がみられた事例についてヒアリングによる質的調査を行い、援助過程に関する質的分析を行った。

2) 里親や里親型ファミリー・グループホームにおける被虐待児への援助および家庭支援の現状の課題、里親やファミリー・グループホームに対するレスパイトなどを含めた援助・支援に関する研究

里親およびファミリー・グループホームについて、子どもおよび家庭に対する援助

・支援の内容、関係機関との連携やレスパイトサービスなどの里親やファミリー・グループホームに対する支援の現状についてヒアリング調査を行う。このことから、里親やファミリー・グループホームにおける保護者に対する援助に関する現状の課題を明らかにし、さらに里親やファミリー・グループホームに対する支援のあり方のモデルを策定、提示した。

3) 児童福祉施設における心理担当職員の役割に関する研究

児童福祉施設における心理担当職員が行う子どもに対する援助と保護者に関する関わり方について、前年度行った文献レビューを元に、実践可能な心理担当職員の援助内容のモデルについて提起する。

4) 児童養護施設、里親、地域小規模児童養護施設、里親型ファミリー・グループホームなどの社会的養護システムの整備に関する研究

今日の被虐待経験を持つ子どもの入所の増加とともに、社会的養護としては「家族の再統合」や「子どもの自立支援」をどのように行うかが重要課題となっている。本研究ではまずこうした社会的養護を担う諸資源の内容についてレビューし、政策論的視点から2)のヒアリング調査研究で明らかになった課題対応方法について検討する。

5) 全英里親協会発行、"The Skills to Foster" の翻訳

本研究班では、全英里親協会発行の“The Skills to Foster”の著作権を得た。現在分担研究者による翻訳を行い、里親制度における家庭支援を含めた里親の技能向上のために今後出版し、紹介することとなっている。

なお本研究では、ケース事例の匿名性を確保するよう、研究を行った。

CおよびD 研究成果および考察

研究成果および考察については、本研究班の研究報告書によって詳細を述べることにしたいが、多くの成果をあげることができた。本研究での成果として明らかとなったこととしては、基本的な家庭支援の視点としてアセスメントプロセスと分離における子どもと保護者双方の合意形成プロセスへ着目した援助モデルの必要性などが挙げられる。また、社会的養護システム総体についても、例えば里親などに対する地域社会の援助・支援機関の導入などの必要性とその根拠なども明らかになった。

E 結論

本研究では「2 研究の内容とその方法」で述べた多角的な調査の分析を元に、被虐待経験を持つ子どもの回復に向けた生活援助・支援モデルを策定し、プログラム化に向けた研究を行った。これは子どもの回復という視点から保護者・家族への援助方法確立のための端緒となる基礎的研究であるとともに、早急に新たな視点や援助・支援方法といった方策が必要となっている社会的養護の現場において活用可能な援助・支援モデルを提供する独創的な研究となっている。

今後は本研究で明らかになった家庭支援や社会的養護に内包しているシステム上の

課題に対応するため、一つは児童福祉施設などにおける養護内容の質的向上に関する研究につなげ、さらに二点目としては制度的基盤の改革を含めた社会的養護システムの再構成に向けた研究を行っていきたい。

F 研究発表

I 論文発表

- 1 鈴木 力、「子ども虐待における家族の再建にむけたソーシャルワークの現状と今後の可能性」、聖徳大学家族問題相談センター発行、「家族問題相談研究」第2号、2003年9月、p43~54
- 2 山田勝美、「ケア職員への研修—生活に根ざしたケアの展開にむけて」、「世界の児童と母性」55号、資生堂社会福祉事業財団、2003年10月、p30~33
- 3 鈴木 力、「児童養護施設職員への援助・支援にむけて—援助するひとを支える仕組みとしての施設運営論の視点から」、「世界の児童と母性」55号、資生堂社会福祉事業財団、2003年10月、p30~33
- 4 山田勝美、「児童養護施設におけるファミリー・ソーシャルワークの展開」、季刊「児童養護」、2004年10月、p21~24
- 4 鈴木 力、「家庭支援専門相談員の活動の実際と課題」、季刊「児童養護」35巻3号、全国社会福祉協議会、2005年1月、p18~19

児童福祉施設における心理治療的アプローチの現状と課題

情緒障害児短期治療施設・児童養護施設を中心に

内海新祐（児童養護施設 旭児童ホーム）

1・問題と目的

一被虐待児の「治療」に対する基本認識と本稿の目的

まず、被虐待児の「治療」に対する基本認識を確認しておきたい。

村瀬（2000）は、被虐待児の治療の特質として、以下を挙げている。①本人や家族が自ら治療を求めて来談することは少なく、治療意欲が乏しい。②虐待を行っている家族は、子どもの治療に非協力的なことが多い。③転居や施設からの引取りによる突然の治療中断が生じやすい。④司法、福祉、医療、教育などの関係機関の間の連携、機関内の様々なチームワークを適切に取らねばならない。⑤子どもに対する治療やケアのみでは十分ではなく、親への援助が必要である。

この特質を考えると、被虐待児の「治療」が「被虐待児」という単体のみへのアプローチでは成り立ちえず、「虐待（被虐待）」という事態」に包括的にアプローチするものでなければならないこと、したがって、「被虐待児の治療」は「被虐待児」周辺の諸条件を整え「援助行為の舞台」を作ることそのもの、「援助を可能にする援助」（白木、2003）、すなわちケースワークに属する領域を抜きに考えられないことは明らかである。これに関しては、従来措置権を有する児童相談所が児童福祉司を中心に実践を積んでおり、心理職も、親との関わり、共同関係の作り方などについて、心理治療的観点からいくつかの工夫を行なっている（宮井2003、衣笠2003）。

この領域における実践も、決してこのま

まで満足のいくものということとはできない。しかし、居住型児童福祉施設においては、「被虐待児」の実際の回復の場となるはずであるにもかかわらず、心理治療的観点からのアプローチは始まったばかりであり、その蓄積は少なく、なおいっそう不十分であるといわざるを得ない。そのため、ここでは居住型児童福祉施設、特に、情緒障害児短期治療施設（以下、情短と省略し記載する）と児童養護施設とに絞って心理治療的アプローチの現状と課題を概観してみることにする。この二つに絞る理由は、情短は児童福祉施設において唯一心理治療の法制的位置づけが明確にされている施設であり、情短の実践の現状と課題を探ることは他の施設における心理治療的アプローチにとっても参考になると期待されるからである。また児童養護施設は、近年始まった心理療法担当職員導入がいまなお進行中であり、それにとまなう現状と課題を明らかにすることは、急務と考えられるからである。

「心理治療的アプローチ」とは

なお、ここでいう「心理治療的アプローチ」とは何かについて一言しておく。以前から児童養護施設等の居住型児童福祉施設では、「被虐待児」を受け入れ育ててきた。これは虐待問題がかまびすしくなった昨今に始まったことではない。職員たちは子どもたちの生きがたさや心の傷を感じ、回復と成長に尽力してきた。「被虐待児」の経歴を考えたとき、日々の何気ない生活を濃やかに世話することなしに、心だけケアす

検討し、「身体・生理面」「大人との対人関係」に有意な改善傾向、「子ども同士の対人関係」「攻撃性・衝動性」「自尊心」などに改善のしにくさを見出している。そして、このような傾向を考えると、施設の集団性は治療的に働くよりも集団病理の温床になるとし、一つの治療ユニットの小集団化（多くとも25名まで）人員配置の見直し等を提言している。

ところで総合環境療法は、治療全体の流れからみると、入所に至る以前の外来治療と退所後の外来（あるいはアフターケア）の間にあるもの、という位置づけである（全情短、2002）。したがって、入所「内」での治療のみを考えていたのでは不十分であって、入所の「前」「後」を含めて治療を構想する必要がある。通所部門の開設（高瀬ら、2002）はその端緒を拓くものであろうし、全情短（2003）は、早期ケアシステムの確立、そのための、児相を経ずとも地域から直接利用できる外来相談部門の設置を課題として指摘している。また、虐待の背景要因の過半数に「経済的問題」があることから、家族への生活支援や家庭復帰困難ケースの社会への着地のために、ソーシャルワーク機能の確立も課題として指摘している。ケースワーカーを独立した職種として置いているところはまだ少ない。家族・親への治療的かかわりも、施設の子精神科医や心理職によって担われている場合もある（一瀬、2000、補永・石神、2003）が、「子どもの保護に関してもまだ手が十分回らない状態であるので、親への援助や予防的な関わり、リスクのある子育ての支援に関しては、動きは見られるもののまだ体制が整っているとは言い難い。専門家の育成や人材の配置にも問題は山積している」（安藤、2002）という現状もあり、十分とはいえないようである。

（2）児童養護施設

児童養護施設への心理職導入は、一部施設の先駆的・例外的取り組み以外の全体的な流れとしては、厚生労働省の政策的牽引によって1999年度から始まったものである。導入当初の1999年には134だった配置施設は、2003年度にはその2倍以上になっている。ここでは、(1)(2)で児童養護施設の心理職の実態を調査した先行研究・調査を2つ取り上げ、(3)では心理職に関する実践報告や論考を提示しながら、児童養護施設における心理治療的アプローチの現状と課題をみていく。

1) 児童養護セミナーにおけるアンケート

これは、社会事業大学福祉臨床相談室主催で2001年3月に行われた児童養護セミナーでのアンケート（自由記述形式）である。「児童養護施設における心理担当職員の導入と連携について」がセミナーのテーマであった。直接援助職員、心理職双方への質問がなされている。直接援助職員の回答27名、心理職の回答17名と少なく、全体の傾向を反映したものとは言いがたいが、回答内容には重要な指摘があるとして、加藤（2002）は以下のようにまとめている。

- ① 心理職と直接援助職員の役割認識、期待のズレ：心理職は自らの仕事として「個別心理療法」を重視している（※ただし、これを示すデータは本文に直接明示されていない）。一方、直接援助職員は自分たちへの「スーパービジョン」「メンタルヘルス」や「日常生活の中で子どもへの問題行動へのかかわり」を期待している。
- ② 対等な専門家意識の未成立：自由記述の中では「スーパービジョン」という

表現が散見された。これは本来、同職種内における「指導」関係を表す。異職種間の対等な相談関係は「コンサルテーション」という表現が相応しい。

(よって、集計時には集計者が「コンサルテーション」で統一したとのこと。)

以上から、心理職がどのような役割を果たすどのように連携するか、直接援助職員、心理職双方に戸惑いがあることを指摘している。特に、生活と治療を同施設でどのように行うかが大きな課題であるとしている。これについて、心理職側は従来の「外来治療モデル」に則ったクライアント(子ども)「個人」への心理療法のみを重視するのではなく、「場」や「組織」を対象にした心理臨床的接近に重点を置くべきと主張している。具体的には、コンサルテーション、カンファレンスなどによる他職種との連携、見相等の心理業務に関するネットワークの構築などである。これは、相互の専門性を自他が認識することを前提としている。この認識の形成自体が大きな課題であるといえる。

2000年度末のこのセミナーは、施設における心理職をテーマとした、おそらくはじめての全国規模の研修であり、アンケート、シンポジウムからは、制度の黎明期の戸惑いといえるものがうかがわれる。

2) 全国社会福祉協議会によるアンケート(全国社会福祉協議会、2002)

これは、全国社会福祉協議会により2001年12月~2002年1月に行われた調査である。「施設記入用」と「心理職記入用」2種類の質問紙があり、(1)同様、施設側と心理職側双方の認識を問う形になっている。

全国552施設を対象にし、有効回収数は403施設(回収率73.0%)で、このう

ち心理職を配置しているのは174施設(43.2%)。「心理職用」の回収数は232(常勤40、非常勤192)あった。「心理職用」の回収数が心理職を配置していると答えた施設数より多いのは、一施設が複数の心理職を配置しているためである。「施設記入用」は一施設一通なので、同一施設内の様々な意見を汲み取りきれない限界はあるものの、この種の調査では今のところもっとも大規模で網羅的といえるだろう。

これによると、施設側としては、心理職導入当初は、「子どもへの個別心理療法」(95.4%)、「個別の子どもへの専門的助言」(74.7%)など、子どもへの個別的で専門的な関わりへの期待がもっとも大きかったが、実際の効果(「効果あり」とした施設は124施設(71.3%))の感覚は、「職員が違う見方・援助方法を学べた」(86.3%)、「職員が子どもの問題を抱え込まなくなった」(53.2%)など、直接援助職員との繋がりや子どもを見る視点の多面化にかかわるものが多かった。次いで「子どもの状態改善」(53.2%)が高かった。ただ、「改善」と一口に言っても、同一施設内においても職員が個々に抱える子どもによってその様相はまちまちだろうし、具体的に「改善」とは誰が判断し、どのようなことを指すのか、また何を持って「心理職・心理療法の効果」と判断しているのかについては不明である。同一施設内における多様な見解を汲み取れるような調査が必要だろう。

一方、心理職の方で力を入れている活動は「子どもへの個別心理療法」(93.5%)、がもっとも多く、これに較べると、「グループ・コンサルテーション」(9.1%)や「処遇会議への出席・助言」(18.5%)など、施設側としての効果感の高かった“連携”に関するものは低い。(1)の調査と同様、心理職が力を入れているポイントと、施設側としての実際の“役立ち感”のポイント

にズレがあったことがうかがえる。ただし、これも(1)同様、制度の導入期での認識であって、このあたりの役割意識や連携をめぐるズレや戸惑いがどのように変化したのか(あるいはしていないのか)、追跡が必要である。

(3) 実践経験の報告・論考

心理職自身の役割意識—連携の重視—

最近になって、まだ少数ながらも施設の心理職に関する実践報告や論考が出され始めている。森田(2001,2002)のように20年以上の経験をもとに、その蓄積を概括したものは例外であり、多くは、心理職・心理療法導入に際しての戸惑いや試行錯誤、あるいはさしあたりの工夫・留意点を紹介したものである(全国児童養護施設協議会(以下、全養),2000、黒葛原,2001、平松,2001、椋本,2001、高田,2002、廣藤,2002、吉村,2002、内海,2003)。これらは、「いかに心理職として施設に入っていくか」「施設の中でどのような役割を果たすべきか」といった、施設における心理職の振舞い方を考察する課題意識が前面に出ている。(1)で指摘されたような、「外来治療モデル」の中で培われてきた心理治療的アプローチをいかに生活施設において活かすか、「組織」「場」への関わりをいかに行なうか、が具体的に描かれているといえるだろう。これらを概観するに、個人心理療法だけで「問題」が解決するとの認識は心理職にもなく、他職種との連携が重要課題であると一様に述べられている。(1)(2)では、心理職側が力を入れているポイントと施設側の“役立ち感”のポイントのズレが指摘されたが、少なくともこれらの報告や論考を見る限り、心理職も連携をととても重視している。全養(2000)の報告例に見られるように、子どもに関わる手立てや子どもを理解する方法の一つとして個別面接があり、そこで得られた理解を日常の関わりに

活かす方策を直接援助職員と共に練る、という役割意識をもっていることが多いようである。この観点から、直接援助職員との公式・非公式の話し合い、カンファレンスの重要性を指摘している。2003年に行われた、児童養護施設・乳児院の心理職対象の研修会(参加者75)における事前アンケート(子どもの虹情報研修センター,2003)でも、連携の重要性の認知が高まっている。(1)のような指摘が浸透してきた反映なのかもしれない。ただし、(2)で指摘した通り、やはり施設側、直接援助職員側の認識はどうか、連携により、以前よりも処遇力を高めることができたとの実感を施設側が持っているかについては明らかでなく、今後の課題といえるだろう。

連携が成り立つ条件

連携が重要であることは言を待たないが、連携のあり方やその成立の成否に関しては、いろいろな条件が関与していると考えられる。たとえば連携のあり方に関係するものとして、心理職の雇用・勤務形態がある。雇用・勤務体制は勤務日数や勤務時間に関係しているから、当然、仕事内容や連携のあり方も規定してくる。こまめな話し合いや情報伝達が可能になるかどうかはもちろんのこと、(2)の調査によれば、生活への関与の度合いには雇用・勤務形態で大きな開きがあった(「生活場面での治療的関わり」に力を入れている心理職は、常勤57.7%、非常勤24.0%)。村田(2003)や子どもの虹情報研修センター(2003)でも、生活への関与は様々なスタイルがあることがうかがわれた(「治療」と「生活」を完全に分けて心理職は生活の場に一切関わらないという立場を一方の極とすると、もう一方の極に直接援助職員と同様子どもと起居をともにする立場があり、その中間に、個人面接を主軸としながらも、外来治

療ほどの厳格な枠組みは維持せず、行事や夕食など何らかの生活場面には顔を出すという立場がある)。どのようなスタイルがベストであるかは施設固有の事情もあるので一概にはいいきれない。ただ、生活場面の中に実際どのくらい身を投入するかはともかくとして、子どもの日常の実態や施設の土壌を知ること(知ろうとすること)は、コンサルテーションの質に影響するだろう。また、心理職の勤務形態ばかりではなく、直接援助職のローテーション、人員配置等の勤務体制、そして結果として生まれるゆとりのもち具合も連携のあり方に当然関係してこよう。

この他にも、心理療法担当職員のなり手の実態として、20代が多いこと(55.6%)、心理職としての経験年数が浅いこと(3年未満53.0%。現在勤務中の児童養護施設での在勤年数3年未満76.7%)、よって、専門性の一応の目安になる資格を満たしている割合も低いこと(臨床心理士資格保有率25.9%)があり、このような事情も連携の成否と無縁ではないだろう。これらは「個人心理療法」はもちろん「コンサルテーション」の前提にもなる、心理職としての専門的能力に関係してくるからである。また、施設側の土壌としても、心理職導入をどのような経緯のもとに誰が主導し、その役割に関して事前にどのような認識が形成されていたか、職員チームの要となるコーディネーターが存在するか、などの要因が大きく関与してくるはずである。加藤(2002)は、連携の前提条件や方法について、以上のような内容を項目立てて述べているが、「まだ十分に考察が重ねられたものではなく、かなり大まかで偏りがある」として、「今後さらに、心理療法担当職員、直接援助職員双方からの具体的な事例をもとにしつつ、具体的連携の方法について、その理論とともに考察を重ねていくことが急務であ

ろう」と結んでいる。「急務」はいまだ果たされていない。複数の施設に対して調査を行い、先行研究の知見を検証し、有効な連携が成立する条件や方法をより詳細に探っていくのが今なお急務である。

実践の報告内容・形式に関して

上記の文献では、施設内の心理職としての振る舞い方を考察するのに忙しく、「カウンセリング」「プレイセラピー」「コンサルテーション」の実際は紹介程度に触れられるに留まっている。援助過程・援助内容の質や中身を検討することを主目的とした事例研究的記述はまだ見られない。コンサルテーションやグループワークの具体的な技法(竹村,2001、木村,2003)や施設内外との連携モデル(野本・西村,2003)を提示したものなども出始めているが、まだ少ないし、効果や意義を評価するには追っている経過が数ヶ月単位といささか短い。また、内容として、直接援助職員の視点や見解、あるいは技法が行われる生活の諸条件が記述に厚く組み込まれてはおらず、報告主体も心理職のみになっている。「連携」や「協働」を重要なものと真に認識し、それにもとづく実践を報告するならば、今後は事例を描き出す際に、心理職以外の人的・社会的資源、生活の諸条件をも絡めた記述が望まれる。「報告」という行為自体にも他職種との協働があつてよいと思われる。

なお、これらの実践報告を概観してみても、心理職が家族にかかわる活動をしている例はあまり見られない。親への心理療法は、必要性は認識され、実際いくつかの施設ではおこなわれてもいるようだが、「現時点では、子どもを対象とするのが精一杯」(廣藤,2002)というのが実情のようである。あるいは、施設内にファミリー・ソーシャルワーク機能を果たす役が他にいて、それとのバッティングがあるのかもしれない

い。いずれにせよ、少なくとも主たるルーティンワークとしては組み込まれていない現状が見て取れる。心理職の家族への関与に関しては、他機関・他職種との役割重複の問題が出てくるかもしれないが、「施設が子どもを親から離れたわけではないので、親としては施設の心理担当職員の方が関係を持ちやすいかもしれない」（吉村、2002）との見方もある。家族システム論や家族療法の知見を有する心理職がこの領域に関して果たしうる可能性を探ることは意義があろう。

3・今後の課題

以上を踏まえた上で、次年度への課題を整理する。

- ① 情短における被虐待児の治療は、制限や集団モデルのあり方、人員配置の不備による困難を抱えている。児童養護施設もそうであろうと推測される。実態はどうかについて、検討の必要がある。
- ② 「心理治療」は、全体の流れを考えたとき、入所「前」「後」を含めた上で構想すべきであるが、情短・児童養護施設ともに、ソーシャルワーク機能に関しては未整備なところが多く、不十分である。なかでも、親との関わりは必要視されているながら手薄であり行なわれていない。施設内外における既存の役割との兼ね合いもあり、施設の心理職がどのくらいそこへ登場すべきなのかも含め、検討が必要だろう。
- ③ 複数の専門領域の協働が前提である情短と違い、児童養護施設にとって心理職は新しい職種であり、心理職にとって児童養護施設は新しい職場なので、2001年における調査では両者に戸惑いがみられた。連携関係の進展具合を測るために、この戸惑いが2001年当時

から変化したのかどうか追跡が必要である。子どもの虹情報研修センター（2003）によれば、施設と良好な関係をもっていると認識している心理職が回答者80名弱の中で3/4以上いたが、直接処遇職員の方の認識はどうか調査が必要だろう。同一施設においても複数の見解が生じる。これらを汲み取り、かつその多様な意見の背景にある要因を見出す調査が必要と思われる。

- ④ 「連携が大事」なのはスローガンとして自明だが、それが成立し有効に機能するための条件や工夫は十分に検討されていない。児童養護施設にヒアリングをする際、このあたりがポイントになるだろう。また、連携には施設内での連携と施設外（他機関・他職種）との連携があるが、その具体的実践の様子や課題についての報告も少ない。よって、児童相談所などの諸機関との連携実態を把握し、具体例を実践上の課題と共に示すことは意義があると思われる。特に、同職種である心理判定員との協働・ネットワークについては比較的着手しやすいと考えられるので、早急に検討されるべきだろう。
- ⑤ 児童養護施設においても、「個別心理療法」や「グループワーク」等の報告例が散見され始めているが、蓄積はまだ不十分であり、その報告は子どもの生活の諸条件が組み込まれていないものがほとんどである。「報告」という行為にも連携と協働が行われてもよいのではないか。これは、次年度の調査には直接反映されないかもしれないが、認識しておくべき点と考える。
- ⑥ 児童養護施設における心理職配置の効果に「子どもの状態改善」が挙げられたが、具体的に「改善」とは誰が判断し、どのようなことを指すのか、また

何を持って「心理職・心理療法の効果」と判断しているのか、についてはつまびらかでない。被虐待児の心身の機能回復に対して、心理職が果たしている役割とその効果を考える資料として重要である。よって、これに関する調査が必要である。

<引用・参考文献>

- 1?安藤久美子 2002 「家族援助の方法と実践」(全国児童養護問題研究会(編)子ども虐待と援助 ミネルヴァ書房) p107-116
- 1?内海新祐 2003 「治療的かかわりとケアワーク」(鈴木力(編)児童養護実践の新たな地平)川島書店 p 119-135
- 1?加藤尚子 2002 「児童養護施設における心理療法担当職員の現状と課題」(高橋利一(編)児童養護施設のセラピスト)筒井書房 p.69
- 1?衣斐哲臣 2003 「親子分離から家族再統合へのブリーフアプローチ——児童相談所における虐待事例への効果的介入の実践」(宮田敬一(編)児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版) p204-218
- 1?木村秀・助川菜生・高木理恵・高山恵子・渡辺峰之 2003 「児童養護施設におけるセカンドステップ実施による治療効果の検討」日本心理臨床学会第 22 回大会発表論文集 p195
- 1?子どもの虹情報研修センター 2003 「児童養護施設・乳児院心理療法担当職員研修会資料」
- 1?白木孝二 2003 「私が期待する児童虐待へのアプローチ——援助を可能にするための援助」(宮田敬一(編)児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版) p25-37
- 1?全国児童養護施設協議会 2000 「心理担当職員導入一年 青葉学園の実践にみる現状と課題」季刊児童養護 vol.30(1) p38-41
- 1?全国社会福祉協議会 2002 「児童養護施設における心理的援助のあり方セミナー 資料」p.26
- 1?全国情緒障害児短期治療施設協議会(編) 2001 心をはぐくむⅡ—相談 Q&A—
- 1?全国情緒障害児短期治療施設協議会(編) 2002 心をはぐくむⅢ—総合環境療法の臨床—
- 1?高瀬利男・増沢高 2002 「横浜いずみ学園・通所部の開設にあたって」心理治療と治療教育第 13 号 p 128-131
- 1?高田治・滝井有美子 2002 「入所治療施設における学校教育との協働の試み」(沢崎俊之・中釜洋子・斎藤憲司・高田治(編)学校臨床そして生きる場への援助) 日本評論社 p113-140
- 1?高田治 2002 「児童養護施設における心理的援助—福祉領域の一例として—」(岡村達也(編)臨床心理の問題群)、p.129-139
- 1?滝川一廣 1998 「精神療法とはなにか」(星野弘・滝川一廣(編)治療のテルモピュライ星和書店) p.68
- 1?滝川一廣・新保幸男・生島博之・四方燿子 2001 「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する調査研究」母子愛育会平成 12 年度児童環境作り等の総合調査研究事業報告書

- 1?滝川一廣 2002 「要保護児童の発達と回復」 世界の児童と母性 vol.51 p10
- 1?滝川一廣・四方耀子・高田治 2003 「児童虐待に対する情緒障害児短期治療施設の有効活用に関する縦断研究（中間発表1）」子どもの虹情報研修センター紀要No.1 p 100-122
- 1?竹村洋子 2001 「心理療法家の視点を生かした心理担当職員の役割と可能性」季刊児童養護、Vol.31 (1)p19-22
- 1?黒葛原健太郎 2001 「児童養護施設における臨床心理学的援助の展開」日本心理臨床学会第20回大会発表論文集 p134
- 1?那須野康成 1999 「被虐待児の臨床動作法適用の治療過程」心理治療と治療教育第10号 p11-19
- 1?野本美奈子・西村理晃 2003 「児童養護施設における心理職の役割」日本心理臨床学会第22回大会発表論文集 p84
- 1?平松利枝子 2001 『『七転八笑』——何回転んでも』季刊児童養護、Vol.31(1) p 11-14
- 1?廣藤稚子 2002 「子どもへの心理療法の実践」（全国児童養護問題研究会（編）子ども虐待と援助 ミネルヴァ書房）p74-82
- 1?藤岡孝志・山下聖隆・今村亨史・上神谷周子・高田治 2003 「身体運動による被虐待児へのグループアプローチ1—運動課題の設定を中心に—」子どもの虹情報研修センター紀要No.1 p 84-99
- 1?補永栄子・石神互 2003 「情緒障害児短期治療施設」別冊発達27・児童青年精神医学の現在——子どもたちの心身の困難への取り組み ミネルヴァ書房 p239-243
- 1?増沢高 2002 「入所施設におけるプレイセラピー」世界の児童と母性 vol.52、p.36
- 1?増沢高 2002 「チームワークによる援助」（全国児童養護問題研究会（編）子ども虐待と援助 ミネルヴァ書房）p83-97
- 1?宮井研治 2003 『『私がやっていることは虐待ではありません』と訴える母親から教えられたこと』（宮田敬一（編）児童虐待へのブリーフセラピー 金剛出版）p175-187
- 1?椋本淳子 2001 「児童養護施設におけるセラピストとしての10年」季刊児童養護、Vol.31(1) p 15-18
- 1?村田恵里 2003 「児童養護施設における心理職の活用に関する研究」日本心理臨床学会第22回大会発表論文集 p214
- 1?村瀬嘉代子 2000 「児童虐待への心理学的アプローチ」（松原康雄・山本保（編）児童虐待——その援助と法制度 エデュケーション）p60-76
- 1?森茂起 2001 「児童養護施設における心理職のあり方」季刊児童養護、Vol.31(1) p 6-10
- 1?森田喜治 2001 「心理療法士の役割と保育士との連携」第16回関東ブロック児童養護施設職員研修会報告書 p.13-30
- 1?森田喜治 2001 「児童養護施設におけるカウンセリング」世界の児童と母性 vol.51 p26-29
- 1?森田喜治 2002 「児童養護施設における心理職の役割について」（高橋利一（編）「児童養護施設

- のセラピスト) 筒井書房 p30-61
- 1?山喜高秀・村松健司・竹下洋子
2001 「被虐待児を中心とした集
団創作活動」日本心理臨床学会第
20回大会発表論文集 p192
- 1?吉村譲 2002「児童養護施設におけ
る心理担当職員の役割とチームワ
ーク」(全国児童養護問題研究会
(編) 子ども虐待と援助 ミネル
ヴァ書房) p158-165
- 1?四方耀子・高田治・増沢高・山喜高
秀 1998 「情緒障害児短期治療
施設における被虐待児の治療」
心理治療と治療教育8・9合併号
p 65-91
- 1?四方耀子・増沢高 2001 「育ち直
りを援助する」臨床心理学 vol. 1
(6) p751-756

児童相談所における虐待事例への家族支援のあり方について —実践事例の検討—

村田一昭 (川崎市中央児童相談所 児童福祉司)

1・はじめに

児童相談所における虐待家族への支援のあり方についての研究を進めていくにあたり、ここでは、児童相談所での家族支援の実践事例を取り上げ、考察を試みるとともに、課題を述べることにする。(なお、ここで取り上げた事例は、プライバシー保護のため、内容を損ねない程度に、修正および加筆してあることを付記しておく。)

2 考察—この事例からいえること

① 虐待の告知—虐待への認識に対する援助

本事例では、受理後、一時保護という援助方針のもとで、家庭への関わりをスタートさせている。さらに“虐待”そのものに焦点をあてることよりも、その背景にある“養育の負担感”という点に注目し、そこを一時保護の根拠として、支援を展開しようと試みている。これは、職権による一時保護や児童福祉法第 28 条による施設入所など、法的対応を実践する事例が増加してきている現在でも、頻繁に使用されるアプローチの方法である。

確かに、このアプローチ法は、“虐待”をメインテーマするよりも、保護者には受け入れやすく、児童相談所との摩擦も少ない。しかし、このアプローチ法は、保護者に対して、現在、問題となっている状態、すなわち子どもへの“虐待”という行為に目を向けさせるどころか、保護者自身の行為を正当化させる、あるいは「虐待を認めない、認めたくない」という気持ちを肯定

してしまう要因ともなり得るものである。

本事例においても、この介入時のアプローチの仕方が、その後の支援の展開に大きな影響を与えたと思われる。結果的に、長期にわたってネグレクト状態が継続することとなり、子どもたちへの影響は大きかったことが推測される(ここでは、一時保護中の心理診断および行動診断の結果は記載していないが…)。結局、職権による一時保護および児童福祉法第 28 条による施設入所という段階になってはじめて、“虐待”という問題に対して、保護者も児童相談所も向き合うことができたといえるのではないだろうか。

いずれにしても、虐待の告知あるいは宣告は、その後の家族全体への支援の展開に大きな影響を与えるものであり、保護者の“虐待”という認識に対する援助は、つまり「虐待を認めない保護者の心理にどう切り込むか」という点は、家族支援を展開していく上で、重要な要素であると思われる。敢えて法的対応をとることによって、虐待を告知あるいは宣告するということが必要なのかもしれない。

② 多機関からの支援を受け入れる姿勢の形成—家族支援の基盤づくり

一時保護を前面に打ち出した援助方針のもとでの支援が膠着化していた時期に、保護者の離婚という家庭状況の急激な変化が起こったことによって、本事例に対する家族支援が大きく展開することとなった。実母にとっては、夫婦不和、DV という家庭内のストレス要因のひとつから解放され

たことになり、そのことで、支援を受け入れやすい心理状態となったものと思われる。それが生活保護や児童扶養手当の申請という、自ら支援を求める行為にもつながったものと推測される。

家族全体に対する支援を実践していく上で、その支援を受け入れる姿勢や心理的な余裕が、どの程度、保護者や家庭にあるかという点は、先に述べた保護者の虐待への認識と同様に大きな要素であると思われる。なぜなら、虐待が生じる家族には、背景に様々な問題を抱えていることが多く、その結果、本事例にもあるように、多くの機関や部署がひとつの家族に関わることとなる。虐待が生じる家族の特徴のひとつに、近隣や地域からの孤立が挙げられるが、普段から孤立しがちな家族にとって、ひとりの人間、ひとつの機関が関わることと違って、一度に多数の人間が関わることによるストレスは、多大なものだと想像される。もともと対人関係をうまく取れない保護者にとっては、支援そのものが、逆にストレスとなってしまうこともある。したがって、家族支援を展開するにあたっては、準備段階として、家族が多機関からの支援を受け入れられる下地、すなわち支援を受け入れる姿勢の形成を図っておく必要があると思われる。

本事例では、この支援を受け入れる姿勢の形成していくために、家庭状況の変化に対する迅速かつタイムリーな支援策の提示と一貫した共感的、受容的態度によってアプローチしている。そして児童相談所だけでなく、徐々にそのアプローチの輪を、他機関に拡大していつている。児童相談所との援助関係の形成が、その後の他機関との援助関係形成の基礎となっているといえる。

虐待事例においては、一気に問題の解決（虐待状況の改善）を図りたくなるのが

常であるが、ここでの地道な児童相談所の努力が、その後の家族への支援を展開していく上で重要であると思われる。家族への支援を展開していく上での足場をしっかりと固めることが大切である（生命の危険性を伴うような身体的虐待事例や法的対応が必要な事例では、分離後にこの「足場を固める」作業を行っていくことになるわけであるが、往々にして、保護者の意に反しての分離であることから、その作業には難航を極めることが多く、これが虐待家族への支援の難しさの一端ともなっている）。

③ 虐待の背景ある問題への支援—生活全体へ支援

虐待が生じる家族は、その背景に多くの問題を抱えている場合が多く、その多様な問題が家族の機能不全状態を生じさせ、その結果として、虐待が発生している。つまり虐待は、家族の機能不全状態の結果であり、症状である。一時保護や施設入所は、この結果であり、症状である虐待そのものを家庭から取り除く方法である。しかしそれだけでは、虐待という問題の根本的解決にはならない。虐待の背景にある家族の機能不全状態、そしてその状態を生じさせている背景、すなわち家族の抱える問題へのアプローチなくして、虐待の根本的な解決とはなり得ない。なぜなら目の前の、結果・症状である虐待を取り除いただけの状態は、常にその再発の可能性を秘めているからである。

本事例においては、ネグレクト状態そのものに注目した一時保護という援助方針のもとでの家庭へのアプローチと、在宅支援を基本的な援助方針として、その背景にある問題—すなわち経済的困窮や実母の身体的・精神的不安定さ、家事能力の低下、子どもの不登校・不登園など—への支援の展開を試みた家庭へのアプローチとでは、

展開が大きく違ってきている。前者では関係性や展開が膠着状態に陥っており、おそらくそのままでは、早期に職権による一時保護および児童福祉法第 28 条による施設入所などの法的対応をとることになっていたであろう。後者においては、わずかずつではあるがネグレクト状況にも改善の兆しが見え始めていた。

結果的に、この事例は法的対応（職権による一時保護、児童福祉法第 28 条による施設入所）による家庭からの分離による支援に移行したわけではあるが、この段階があったからこそ、児童相談所は躊躇することなく法的対応への判断を下せたのであろうし、また保護者もその結果を認めざるを得なかったのであろう。これは、虐待そのものへのアプローチもさることながら、その背景にある問題へのアプローチ、すなわち虐待家族の生活全体に対する支援の効果であるといえる。在宅で実践するか、分離後に実践するかは、虐待の内容や重症度、緊急性など、虐待そのものへのアプローチとともに、その背景にある家族の抱える問題の家族的な意味などを十分検討した上で実践する必要があるが、少なくとも虐待そのものへの直接的アプローチ以上に、その背景にある問題へのアプローチ、生活全体へのアプローチの方が保護者には受け入れやすく、保護者が受け入れやすいということが、虐待状況の改善につながっていくものだといえる。

虐待事例への対応は、その防止をも含むものでなければならない。そうでなければ、単なる対症療法でしかなくなってしまう。したがって、虐待の根本的解決には、家族が機能不全状態に陥る原因への働きかけが必要である。児童福祉司には、家族の生活全体に対する支援を展開する、ファミリーソーシャルワーカーとしての役割が求められる。

④ 虐待の背景に対するアセスメント

生活全体への支援を実践するためには、虐待の背景にある問題に対するアセスメントが非常に重要な位置を占めることになる。ここでのアセスメントが適切でないと、支援そのものが空回りしたり、不必要な支援を展開したりすることとなる。家族支援を念頭においた虐待対応を考える上では、虐待の背景にある家族の抱える問題・課題に対するアセスメントおよびその問題・課題への支援に対する適切な機関の選定というアセスメントも欠かせない要素であると思われる。本事例では、経済的支援である生活保護に加えて、一時保護から在宅支援へという援助方針の変更に伴うアセスメントの結果、新たに 4 つの具体的支援を展開し、一定の効果を挙げている。

虐待事例に対するアセスメントというと、家庭からの分離の可否を検討することが中心の、いわゆるリスクアセスメントをイメージすることが多い。このアセスメントを、虐待へのリスクと考えるだけでなく、家族の抱える問題へのアセスメントとして活用することも必要である。虐待という目の前の現象にだけ目を奪われるのではなく、その背景にある家族の抱える問題・課題に対しても目を向けること、すなわちアセスメントすることが、虐待事例への家族支援においては重要であると思われる。

⑤ ネットワークによる支援—援助活動チームの形成

虐待事例への対応には、発見⇒通告⇒調査⇒介入⇒支援という段階がある。このうち、調査⇒介入という段階では、児童相談所が担う役割が大きい。児童相談所の虐待事例への対応の中心的部分であるといえる。しかし、その前後の、すなわち発見⇒通告および支援という段階においては、児

童相談所が単独で役割を担うには限界がある。地域を含む関係機関との連携が重要である。

本事例では、地域および複数の機関が状況を把握していながらも、いずれからも児童相談所への通告がなされなかった。虐待に対する関係機関の認識の乏しさもさることながら、発見段階での機関連携は有効ではなかったといえる。そのため児童相談所が介入した後も、児童相談所と病院、児童相談所と福祉事務所というように、児童相談所と他機関というネットワークの形成で終わってしまっている。つまり、この家庭に対して支援を展開するためのチームが形成されていないといえる。そのため関係機関との、この家族に対する支援目的やその方法に関する意思統一が図られていない感は否めない。そのことが、最終的に家族への支援体制が崩壊してしまった原因のひとつとも考えられる。

近年、国の児童虐待防止市町村ネットワーク事業の推進によって、各々の地域において虐待に関わる連絡協議会などが立ち上がっている。その結果、以前よりも関係機関との連携は図りやすくなっている。しかし、それは先にも述べた児童相談所と関係機関との連携のレベルにおいて、という印象が強い。援助活動チームとしてのネットワーク形成が、虐待対応には必要である。各関係機関が虐待事例に関わる責務を認識することはもちろんであるが、児童相談所としても、ひとつひとつの事例に対する援助活動チームの形成に努力する必要がある。

⑥ 多機関による支援の必要性和危険性への認識

さきにも述べたように、虐待が生じる家族には、背景に様々な問題を抱えていることが多い。そのため支援にあたっては、

多くの機関がひとつの家族に関わることになる。しかしこの多機関が関わることで、逆に保護者や家族にとってのストレスとなり、それが支援の拒絶につながり、その結果、一層、家族を孤立化させてしまう原因ともなり得る。

確かに、多様な問題を抱える家族に対して、児童相談所が単独で支援を展開できるだけの機能は、残念ながら持ち合わせてはいない。そのため他機関の機能を積極的に活用して、支援を展開していく必要があるわけであるが、そのことが保護者や家族にとっては、一方的な支援の押しつけや家族の監視役として受け止められることもあり得る。

本事例では、ヘルパーの初歩的なミスを引き付けに支援体制が崩壊してしまったが、関わったすべての機関が、この家族にとっては監視役であったのではなかろうか。「きちんと通院できているか」「きちんと登校、登園させているか」「食事の準備はしているか」など、できていないことへの監視を徹底することで、この家族に対する支援とみなしていたのではないだろうか。多機関が関わりながらも、“支援”というスタンスが保てていなかったのではなかろうか。

虐待事例への家族支援においては、多機関から構成される援助活動チームによる支援活動が重要であるが、一方で、多機関が関わることによる危険性も十分に認識しておく必要があると思われる。

3・児童相談所の家族支援における課題

この事例からいえる児童相談所の虐待事例に対する家族支援の課題をまとめると、次のようになる。

- 1) 虐待家族に対する家族支援を展開する上で、介入の初期段階における保護者への虐待に対する認識へ

の援助は、重要な要素となる。

- 2) 虐待家族に家族支援を展開するにあたっては、家族が支援を受け入れる姿勢を形成していく過程が重要であり、そのタイミングを見極める力量が求められる。
- 3) 虐待そのものに注目することも大切であるが、虐待の背景にある家族の抱える問題に対するアセスメントと、それに基づく家族の生活全体への支援が、再発防止まで視野に入れた虐待対応には必要なことである。
- 4) 虐待家族への支援は、ひとつの機関が担いきれるものではない。多職種とのチームを形成することによって、より効果的で有効な支援が行える。
- 5) 虐待家族への支援は、多機関による支援展開が必要であるが、一方で多機関が関わることにより、支援の目的や方法に統一性を欠く危険性をはらんでいることに注意する必要がある。

虐待事例に対する家族支援において、一機関の努力、ひとりの担当者の努力では、効果的で有効な支援は展開できない。多職種とのチームを形成し、援助活動チームとして支援を展開することが、虐待家族に対する有効かつ効果的である。そのためには虐待対応の中心的機関として位置づけられている児童相談所は、援助活動チームのコーディネーターとして、そして実際の支援活動の展開にあたってのケースマネジメント機関としかし、今回の考察は、あくまで私見であり仮説の領域を脱していない。

しての役割が求められる。そして虐待対応には、ファミリーソーシャルワークがより一層求められる。

4・おわりにー今後の課題

本稿では、ネグレクトが生じている家族に対する在宅支援の実践事例を取り上げ、考察を試みた。こうしてひとつの事例をあらためて別の枠組みで検討し直すことで、その事例もつ深みやその背景を探求することができた。

これまでの虐待対応は、どちらかという子どもの安全性が優先され、その結果、職権による一時保護や児童福祉法第 28 条により施設入所などの法的対応の整備や実践がなされてきたように思われる。子どもの安全性が最優先であることに疑いの余地はないが、今後は家族への支援という視点も虐待対応のなかに取り入れていかなければならない。そのためには、家族支援を実践する上での枠組みや、内容について、十分な検討が必要であると思われる。今後も引き続き、児童相談所の虐待家族に対する支援のあり方について、事例検討を深めるとともに、統計的調査なども通じて実証していきたいと考える。

また最後に、本稿をまとめるにあたり、川崎市中央児童相談所；谷戸誠氏の協力を得たことを附しておく。